

銃砲刀剣類の手続きについて

銃砲刀剣類を登録するには、県庁で開催する審査会にお越しいただく必要があります。

審査会へのご案内は、県文化財保護課がハガキにて行います。警察への発見届を提出後、審査会へのご案内まで4ヶ月程度の時間がかかる場合もありますのでご承知置きください。

1 銃砲刀剣類の新規登録・再交付に関しては、審査手数料として下記の手数料が必要です。

○新規登録・・・6,300円

○登録証再交付・・・3,500円

また、群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第4条に「納付した手数料は返還しない」という規定があります。そのため、次のような場合でも手数料は返還できませんのであらかじめご了承ください。申請を行う前に、**もう一度登録証がないか確認すること**をおすすめします。

【新規登録の場合】

・登録は、美術品若しくは骨董品として価値のある古式銃砲又は、美術品として価値のある刀剣類の登録をするものです。審査会で審査を行った結果、その価値が認められなかった場合は、登録されない場合もあります。

例えば、戦争中の軍刀やサーベル等のうち、鋼が入っておらず形だけが刀剣のように見えるものなどは登録できません。このような場合でも、手数料は返還されません。

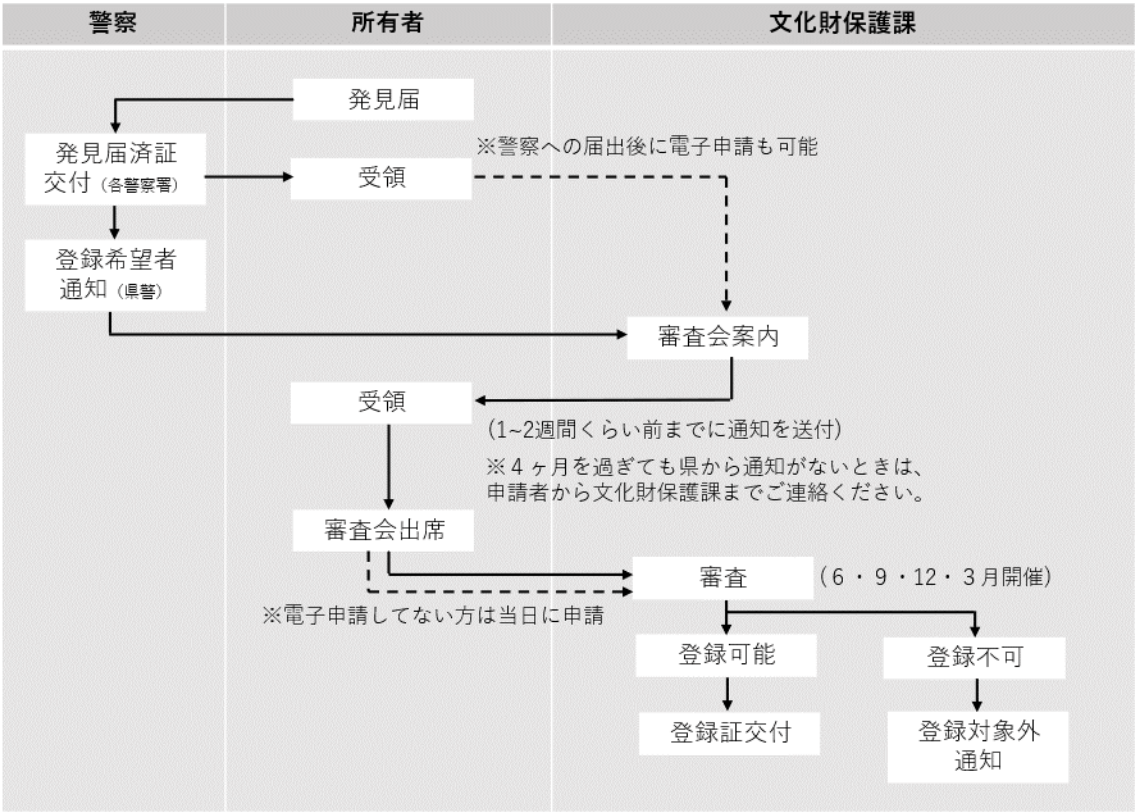
【登録証再交付の場合】

・登録証再交付の申請を行った後、登録証が見つかった場合も、手数料は返還できません。

登録証発行までの手続きについては、以下のような流れになります。警察署へ届け出後、登録審査会での登録証発行までには4ヶ月程度の時間がかかる場合もあります。4ヶ月過ぎても県から連絡がないときには、下記、文化財保護課までご連絡ください。

メモ欄：発見届済証交付日 令和 年 月 日

新しい銃砲刀剣類の登録の流れ



※新規登録等の申請は、審査会当日に作成していただきます。また、警察への届け出後に電子申請を行うこともできます。審査手数料の支払いは、審査会の際に会場でクレジットカードやQRコード等によるキャッシュレス決済が利用できます。現金の方は証紙のご準備をお願いいたします（証紙は県庁地下1階でも購入できます。）

令和7年度 銃砲刀剣類登録審査会開催日程表
(年に4回開催します)

回	期 日	会 場
1	令和7年 6月19日 (木)	群馬県庁舎29階 294会議室
2	令和7年 9月17日 (水)	群馬県庁舎29階 294会議室
3	令和7年12月16日 (火)	群馬県庁舎29階 294会議室
4	令和8年 3月10日 (火)	群馬県庁舎29階 294会議室

受付時間は、9：30～11：00、13：00～15：00の間で指定をさせていただきます。指定した時間に遅れた際は審査が受けられない場合があります。

◎審査日当日のお願い

県庁内では、審査会場の外で、刀身を鞘から抜いたり、銃砲類をケースから取り出さないでください。一般の方に不安を与えぬよう、銃砲刀剣類の取り扱いについては十分にご注意願います。審査会場では、刀剣類は銘文を確認する必要がありますので、**申請者ご自身が事前に準備して、審査員が銘を確認できる状態にしてから審査を受けて下さい。**（やむを得ず審査員が刀身を外すときは、細心の注意をして作業を行いますが、柄や目くぎを破損する場合がありますことをご了承ください。）

2 群馬県登録の登録証をお持ちの方が、所有者や住所の変更手続きを行う場合は、群馬県地域創生部文化財保護課に届出を行ってください。

3 詳しい手続きは県庁ホームページを確認してください。電子申請をご希望の方もホームページをご覧ください。電子申請ができるのは、新規の登録申請と所有者変更の申請です。

< 県ホームページ >



< 送付先 >

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県地域創生部文化財保護課 銃砲刀剣類担当宛

問い合わせ先

群馬県地域創生部文化財保護課

027-226-4684（直通）